

事務連絡  
平成25年10月18日

水産多面的機能発揮対策事業

各都道府県 水産主務課長 殿  
沖縄総合事務局 林務水産課長 殿

水産庁増殖推進部栽培養殖課  
水産庁資源管理部漁業調整課

なお、本取組の要望額を把握したいので、11月18日（月）までに、別紙様式に各都道府県内の要望見込みをとりまとめて、栽培養殖課内水面班（竹内 [takachi@nm.maff.go.jp](mailto:takeshi_takeuchi@nm.maff.go.jp)、太齋 [sayuri\\_dasai@nm.maff.go.jp](mailto:sayuri_dasai@nm.maff.go.jp)）まで報告いただけようお願いします。

今後とも、水産業・漁村のもつ多面的機能発揮のため、内水面における取組についても当該制度を御理解の上、事業の推進に努めていただきますようご協力をお願ひいたします。

水産多面的機能発揮対策事業における内水面の生態系復元のための取組の推進について

日頃より水産多面的機能発揮対策事業の推進に御理解、御協力を頂き、感謝申し上げます。

内水面においては、ウナギ等の資源の減少が危惧されている状況であり、その要因の一つとして、河川環境の悪化による餌料生物の減少が指摘されています。内水面の生態系の保全・改善のためには、餌料生物をはじめ様々な水生生物の棲み処を設置することが効果的であることが明らかになってきています。このため、本事業の「⑩環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善」の活動において、別紙の事例に記載している石倉（石を積み上げて空間を確保した構造物）や粗朶沈床など餌料生物をはじめとする様々な水生生物の棲み処となる施設の設置を推進していきたいと思っております。

一方、石倉等はその場所での漁業活動と直結するため、単にそれらを設置することは本事業の趣旨に合致しません。本事業の取組として実施するためには、内水面漁場管理委員会指示により、設置場所を禁漁区とする等の漁業に直結する施設ではないことを明確にすることが必要となります。また、石倉等の設置費用等については、都道府県知事が特別に認める「⑭上記の活動の効果促進に資する活動」の中で手当していただくこととしたので、各都道府県の担当者におかれましては、事業が円滑に実施されますようにご協力方お願いします。このことについてご不明な点がありましたら以下の問い合わせ先へ連絡頂きますようよろしくお願いします。

当該事務連絡についての問い合わせ先

○内水面での活動について  
水産庁増殖推進部栽培養殖課内水面班  
竹内、太齋  
TEL: 03-3502-8489

○禁漁区等の措置について  
水産庁資源管理部漁業調整課  
澤田  
TEL: 03-3502-8476